

フィリピンと日本との間の  
 新しい移住ネットワークの形成  
 Formation of New Migration Networks  
 Between the Philippines and Japan

日本学術振興会・特別研究員PD／京都大学  
 J.S.P.S Post Doctoral Fellow/ Kyoto University  
 永田貴聖NAGATA Atsumasa(atsumasangt@yahoo.co.jp)

目次

I 本報告の目的

II 80年代以降フィリピン人の移動の流れと定住化

III 日比二世・母親たちの来日動向、民間団体の活動

V 生きる「戦術」

I 本報告の目的

- ①日本人の父親と離別し、フィリピン人母親のもと、フィリピンで育った日本国籍を持つ日比二世の国籍取得、日本への移住を進めている民間団体の動向
- ②「新しい」フィリピン人たちの日比に跨る社会関係構築過程の予見的分析

II、80年代以降フィリピン人の移動の流れと定住化

多くの女性が契約芸能人として来日＝「エンターテイナー」  
 大半が「興行」在留資格を取得した合法的な滞在

↓

一部の女性たちが国際結婚により定住  
 ※日本人男性と離別し、こどもとともに帰国するケースもあった

↓

90年入管法改定により、日系外国人（三世まで）、日本人の  
 実子、連れ子の「日本人の配偶者等」、「定住者」在留資格での  
 定住が可能になる。さらにその外国人配偶者も「定住者」資格で  
 在留可（在日ブラジル人・中国人と同様の形）

↓

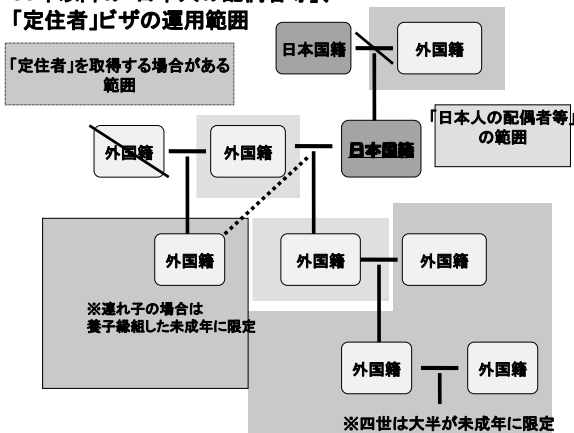
残留日系フィリピン人三世、連れ子フィリピン人の来日

↓

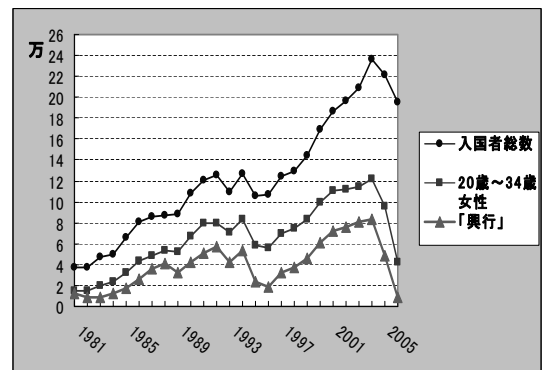
日本国籍を持ったフィリピン育ちの日比二世及びその母親の移住  
 が続くのか？

※介護士・看護師候補生の受け入れについては、日比経済連携協定がフィリピン上院議会に批准。2009年4月から候補生（2年で1000人）が来日

90年以降の「日本人の配偶者等」、  
 「定住者」ビザの運用範囲

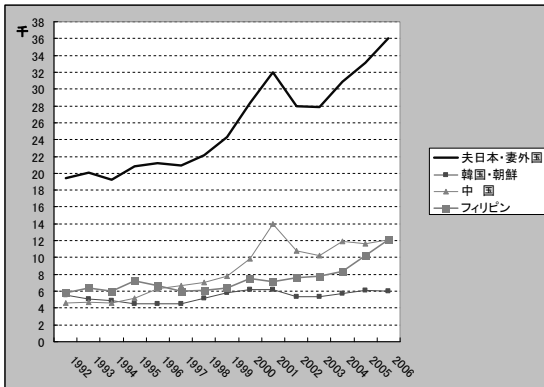


フィリピン人入国者数



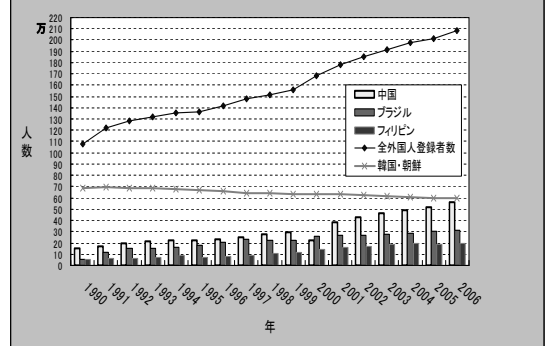
『出入国管理統計年報』より作成

国際結婚件数(夫日本人、妻外国人)



『日本における人口動態—外国人を含む人口動態統計—、人口動態統計特殊報告 2007年度版』7

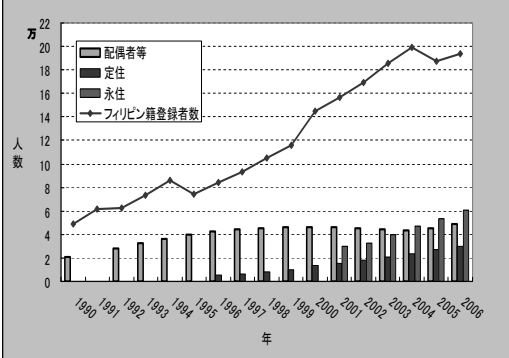
外国人登録者数(国籍別)



『在留外国人統計』より作成。

8

フィリピン籍登録者数(「興行」以外の主なもの)



『在留外国人統計』より作成。1991年は1992年まで全外国人登録者数以外の調査は2年おきに行われていたため統計がない。棒グラフのない年は「フィリピン人」カテゴリがなかった。

9

### 近年の大きな変化

- 2005年「興行」在留資格の厳格化
    - フィリピン人契約芸能人の激減
    - ※年間8万人から4千人に
    - 「フィリピンパブ」の閉店
  - 日本人と親族関係を持つフィリピン人、日本国籍のフィリピン育ちの日比二世たちの存在が徐々に注目される。
    - = 連れ子(既に在日)、残留日系人三世、日比二世
- そして、これらの人々をみつける → 身元確認(日本国籍、「日本人の配偶者等」、「定住者」在留資格を取得できる可能性の高い人々 → (再)取得 → 日本への送り出し。 → 定住。

10

### Ⅲ 日比二世・母親たちの来日動向、民間団体の活動

2006年2月 民間団体A発足

・・・セブ日系人会を中心【『まにら新聞』2006年3月12日】。

発足から2ヶ月で二世165人と面談、半数が日本国籍を保有、再取得可能【同上5月12日】。

→ 2006年6月 全国主要8カ所で日比二世の実態調査【同上6月12日、8月2日】。

現在、セブ本部のみで680名(子375名・母親305名)、(別途マニラ方面で約400名の会員数)

(<http://www.shinnikkei.net/index2f.html> 2008年10月9日検索)

12

### 日比二世たちの来日事例

- 2006年9月 フィリピン日系人会連合会の後押しで、22歳の大学生(女性)が日本のパスポートを再取得し、来日【『まにら新聞』2006年9月26日】。

- 2007年8月 フィリピンにおいて超過滞在状態にあった二世男性8人の罰金免除が4月に決定後、7人が8月末に来日、団体Fから紹介の競走馬厩舎に勤務。

=うち4人がフィリピンでの不法滞在状態ため、再入国が難しい状況。

13

### 母子での来日事例

- 2008年3月28日 日比二世3兄弟とフィリピン人母親 の来日・・・12歳(日本籍)、6歳女子(比籍)、9歳男子(日本籍)、6歳女子は父親の認知、母親は短期滞在資格。

※申請に8ヵ月、母親には「定住者」資格は認められず[『まにら新聞』2008年3月29日]。

しかし、  
2008年9月 日比二世7名(日本籍)、その4名の母親に滞在1年の「定住者」在留資格、7～19歳二世6名(日本人父親認知)に「定住者」(三年)、その他の母親たちにも短期滞在(三ヵ月)＝在比日本大使館が交付、10月に集団来日[『まにら新聞』2008年9月19日、10月14日]。

→ 学齢期の二世は公立小中学校に、母親たちは団体F紹介の社会福祉法人で就労予定。

14

### 気になる点

- 費用を当事者が負担(10月集団来日のケース) 60万円弱[『まにら新聞』2008年12月31日]



NGOではなくプロモーター??

15

### Japanese Filipino Children (JFC) 問題

発端・・・女性契約芸能人の増加 → 日本人男性とフィリピン人女性の国際結婚、事実婚の増加

→ 多くの日比二世が誕生

→ こどもの不認知、出産後離婚死別等々で、フィリピン人母親がこどもとともに帰国。

＝こどもが日本国籍を維持。フィリピンにおいて「オーバーステイ」状態

問題化・・・元エンターテイナー女性の帰国後の自立支援から派生して問題化

20

### JFC支援団体

- 1988年 在日本キリスト教系DV被害女性支援団体の後押しを受けて結成された団体Bが元エンターテイナー女性のメンタルケア、自立支援を行う[武田2005]＝必然的にこどもの問題になる

- こどもの問題に特化した活動として・・・

1994年 団体C(日本)。

1996年 団体D(フィリピン)が結成。

1997年 団体Cの下部組織として団体E(フィリピン)が結成

※いずれもフィリピンでの母子の自立生活支援や父親探し、父親からの保障、身元の確認などの活動

しかし、これらの団体はこどもの身元確認後の、日本での在留資格の取得や、日本国籍の取得、日本への就労などは視野に入れていない

21

### JFC側の動き

- 2008年6月4日最高裁判決

#### 国籍法違憲判決

未婚の日本人父親、フィリピン人母親から生まれ、認知されている二世(日本在住)が日本国籍を取得できない＝国籍法が法の下での平等を定める憲法に違反

→ 違憲判決(日本国籍取得の場合の両親の婚姻要件)

→ 婚外子で、日本人の父親に認知されたこどもにも日本国籍の道

→ JFC3団体が在比日比二世の日本国籍取得運動展開を確認。

→ 2008年12月 改正国籍法成立

22

### 3団体

12月中旬に在比婚外子を対象に日本大使館に国籍取得届を提出予定[『まにら新聞』2008年9月12日]

50人の予定・・・①20歳未満 ②両親が非婚 ③父親からの認知、戸籍に認知事実記載

→ 国籍法改定の動向によって①を25歳にする

→ 12月10日二世10人(いずれも20歳以下)が国籍取得届けを日本大使館に提出[『まにら新聞』2008年12月11日]

※いずれもフィリピン国籍のみ保有。父親からの認知を受け、事実関係が父親の戸籍に記載済。

＝但し、日本への就労を促すものではなく、あくまでも「日本国籍」保有者として権利獲得を目指す。

＝本当にそれだけで終わるのか??

23

想定される新たな移住者

- 日比二世(日本籍、父親に認知されたフィリピン籍)
- その母親(フィリピン籍)
- 母親の家族などの親族訪問者??

25

IV 生きる「戦術」

日比二世(日本籍、フィリピン籍・「定住者」資格)、その母親(フィリピン籍)、親族訪問等々が増加すると仮定して……

リスク……90年入管法改定によって、増加した日本人と親族関係をもつ外国人(ブラジル人、ペルー人、中国人、フィリピン人の連れ子)と同じ問題に直面する危険性→しかし、これらの人々は資格外滞在ではない!

→ 格差社会の底辺、安価な非正規雇用労働、保険未加入等々の問題に直面。

学齢期年齢の二世たちは不就学になる危険性もある。



さまざまな制約、偏見を乗り越える「戦術」の必要性。

26

- 日本の社会保障制度の活用  
在留資格があると可能、国民健康保険、年金、生活保護など申請  
=知識を熟知した日本人と関係、
  - フィリピンとのつながりの確保  
=DUAL CITIZENSHIPの確保(2003年RA9225の成立により可能)  
※フィリピン人の子で18歳以下の外国籍者のフィリピン市民権取得を保障 =二重市民権の容認 =日本などの国籍留保条項と共存可
- 例. 日本は二重国籍を認めず、21歳までに選択義務。但し、罰則がない=17歳で日本側には日本国籍を選択を宣言、その後フィリピン市民権を再申請=二重市民権者に!

27

社会関係の活用

- 既に在日しているフィリピン人との関係構築  
=教会にあるフィリピン人組織である必要はない。
  - フィリピン人組織
  - インフォーマルなフィリピン人同士の関係  
(飲食店など)
  - 日本人との関係を広げる
  - 外国人支援NGO
  - 個人
- ※但し、特定の団体や個人に依存しない。複数と関係

28

参考文献・資料

武田丈(編著). 2005『フィリピン女性エンターテイナーのライフストーリー』関西学院大学出版会。

永田貴聖. 2005「在日フィリピン人女性による日常の「戦術」『コア・エシックス』1、立命館大学大学院先端総合学術研究科:41-56.

一. 2007「フィリピン人は境界線を越える—トランスナショナル実践と国家権力の狭間で—」『現代思想』vol.35-7、青土社:116-130.

一. 2008a「越境するネットワーク—トランスナショナル・フィリピン人の生活実践—」『立命館言語文化研究』19(4)、立命館大学国際言語文化研究所:73-94.

一. 2008b「在日フィリピン人の関係についての人類学的考察—「日本国籍」をもつ人の事例—」『コア・エシックス』4、立命館大学先端総合学術研究科:457-464.

JFCを支えるネットワーク編(2005)『パパからの初めての手紙』游学社。

『在留外国人統計年報』法務省。  
『出入国管理統計年報』法務省。  
『日本における人口動態—外国人を含む人口動態統計—、人口動態統計特殊報告』厚生労働省。

『日刊まにら新聞』  
『読売新聞』

日刊まにら新聞 <http://www.manila-shimbun.com/>  
新日系人ネットワーク <http://www.shinnikkei.net>

30

ありがとうございました。

31